

# ブロック塀等除却費補助 補助金申請の手引き

令和8年4月1日作成

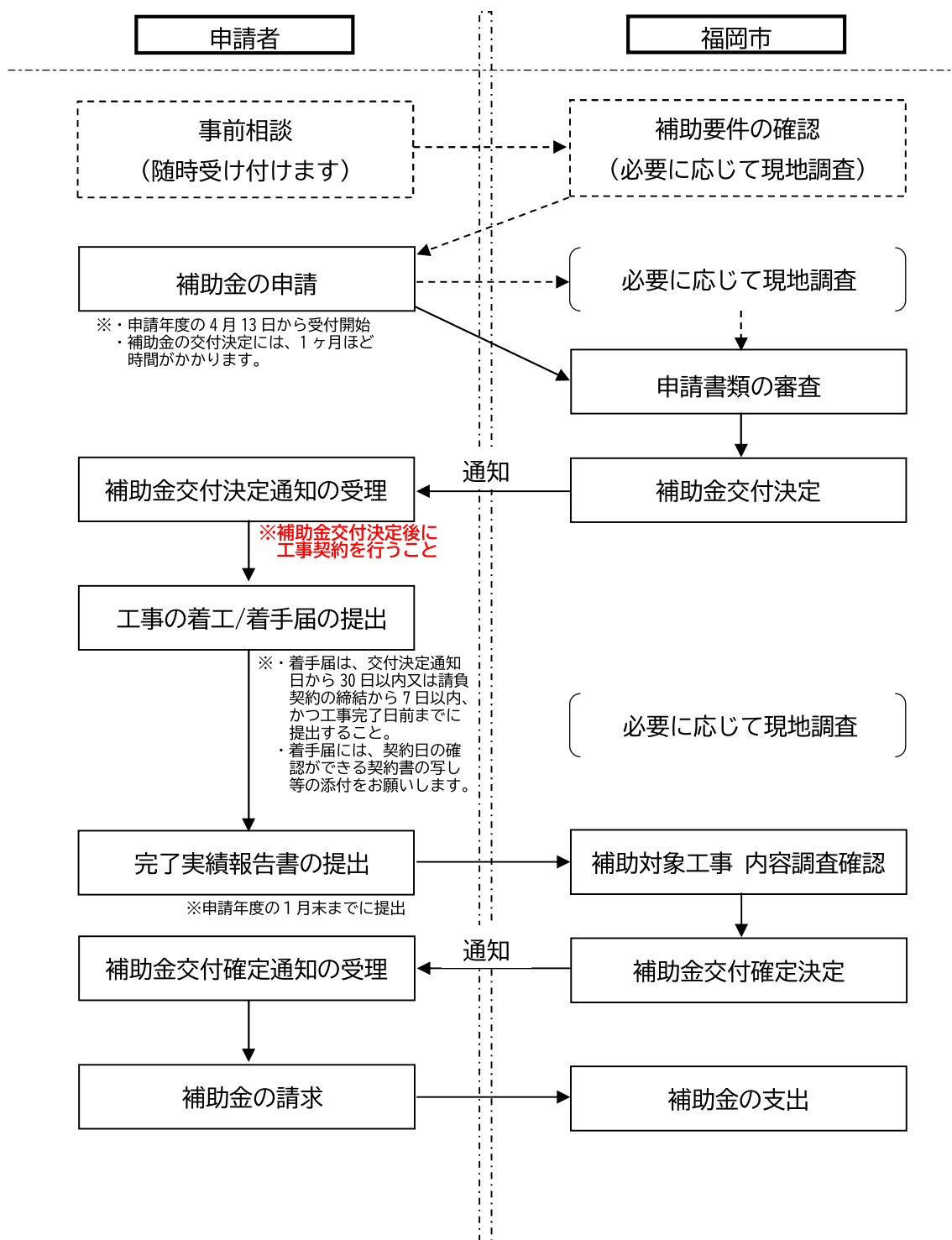
## 【目次】

1. 補助事業の流れ	・・・ P 3
ブロック塀等除却費補助事業の流れ	・・・ P 3
2. 補助対象ブロック塀等	・・・ P 4
(1) 補助対象住宅	・・・ P 4
(2) 補助申請者	・・・ P 4
(3) 補助対象工事	・・・ P 4
(4) 補助対象工事費	・・・ P 5
3. 補助金交付申請	・・・ P 6
(1) 補助金交付申請について	・・・ P 6
(2) 必要書類	・・・ P 6
4. 着手届	・・・ P 8
(1) 着手届について	・・・ P 8
(2) 必要書類	・・・ P 8
5. 補助申請内容の変更	・・・ P 9
(1) 変更申請について	・・・ P 9
(2) 必要書類	・・・ P 9
6. 工事の中止	・・・ P 11
(1) 工事の中止について	・・・ P 11
(2) 必要書類	・・・ P 11
7. 完了実績報告書	・・・ P 12
(1) 完了実績報告書について	・・・ P 12
(2) 必要書類	・・・ P 12
8. 補助金の請求	・・・ P 13
(1) 補助金の請求について	・・・ P 13
(2) 必要書類	・・・ P 13

別紙 申請者が法人である場合の、消費税額の取り扱いについての届出

# 【1. 補助申請の流れ】

## (1) ブロック塀等除却費補助事業の流れ



## 【2. 補助対象の要件】

### (1) 補助対象ブロック塀等

次の全ての要件を満たすブロック塀等。

- ① コンクリートブロック造、石造、れんが造その他の組積造による塀（万年塀及び門柱を除く）
- ② 道路（要綱第2条に示す、国道、県道、市道等の、一般交通の用に供する道）に面して設けられているブロック塀等
- ③ 市の定めるチェックリスト（申請）（様式第1号）において、危険なブロック塀等と判断されたブロック塀等（1m以上で劣化があるなどの、危険な状態のブロック塀が対象となります）

※ブロック塀等が施工不良（施工業者の過失等）によって危険な状態である場合には補助できませんので、当時の施工業者等にご相談ください。

### (2) 補助申請者

次の①、②のいずれかに該当し、ア～エの全ての要件を満たす者。

- ① 申請するブロック塀等の所有者または管理者（個人、法人は問わない）
- ② その他市長が認める者

ア 当該ブロック塀等において、この要綱に基づく補助金の交付を過去にうけたことがないこと

イ 本市の市税を滞納していないこと

ウ 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員でないこと（法人の場合は役員に暴力団員がいないこと）

エ 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと（法人の場合は役員にいないこと）

### (3) 補助対象工事

市の定めるチェックリスト（申請）（様式第1号）において危険なブロック塀等と判断されたブロック塀等を、全て除却または一部除却して、チェックリスト（完了）（様式第2号）にて安全と認められる状態にする、下記の全ての項目に該当する工事

- ① ブロック塀等の高さを1.0m未満とする工事
- ② 工事完了後にひび割れや傾き等が認められない状態にする工事
- ③ セットバックが必要な道路に面するブロック塀等の場合、ブロック塀等が残らない（建築基準法に適合する範囲内で設置されている安全な状態の土留め用のブロック等は除く）よう、全て除却する工事
- ④ 高さが5.0mより高い擁壁の上部に設置されているブロック塀等の場合、ブロック塀等が残らないよう、全て除却する工事

## (4) 補助対象工事費

ブロック塀等の除却に要する費用。費用の例は下記のとおり。

- ① ブロック塀等を除却する工事費
  - ・ブロック塀等を取り壊す工事費
  - ・ブロック塀等を 1.0m未満にするために、既存ブロック塀等をカットする工事費
  - ・ブロック塀等の基礎を撤去する工事費
  - ・撤去したブロック塀等を処分するための、運搬・処分にかかる費用等
- ② 間接工事費（共通仮設費、現場管理費）や諸経費
  - ・ブロック塀等の除却に伴う粉塵の飛散等を防止するための養生費用
  - ・道路側から工事が必要な場合の、道路専有にかかる費用（交通誘導にかかる費用等を含む）等

**※補助対象工事費とならない、注意が必要な工事等の例は下記のとおり。**

- ・ブロック塀等のヒビ等を補修する工事
- ・既存のブロック塀等の上部に存在している柵等の工作物を撤去・処分等する工事
- ・ブロック塀等の切断した面を補修する工事
- ・土留めとして利用しているブロック等を除却する工事
- ・土留めとして利用しているブロックの土を撤去・処分する工事
- ・ブロック塀等の周辺にある植栽等を撤去する工事
- ・ブロック塀等を新たに設置する工事
- ・ブロック塀等の上部に柵等の工作物を新たに設置する工事
- ・擁壁を撤去、修繕等する工事
- ・申請者が自身で行う撤去作業にかかる費用（契約形態のある工事にかかる費用が補助対象となります）
- ・補助金の申請等業務を代行する場合の手数料

## 【3. 補助金交付申請】

### (1) 補助金交付申請について

補助金の申請とは、補助金交付申請書（様式第3号）および要綱第9条に定める必要書類の全てを提出することです。

補助金交付申請を市が受け付けた後、書類の審査（**基本約1ヶ月の時間を要します**）を経て、補助金交付決定通知を出します。

工事の契約、着工、領収等については、当該補助金交付決定通知を受けた後、行うことができます。**補助金の申請や補助金交付決定通知を受ける前に工事の契約等を行っている場合は補助金交付の対象外**となるので、十分ご注意ください。

また、工事開始予定時期や補助金交付申請の審査期間（約1ヶ月）等を鑑みて、書類が全て揃わないやむを得ない事情がある場合は、市の担当者へご相談ください。

### (2) 必要書類

補助金交付申請書に添えて提出が必要な書類は以下のとおりです。

#### ① チェックリスト（申請）（様式第1号）

記載例や補足情報（福岡市 HP）を確認のうえ、記載してください。

チェックリストの作成者はどなたでも大丈夫です。（資格などは不要ですので、申請者自身や施工業者等で問題ありません）

施工業者等に記載を頼む場合は、所属事務所や氏名、連絡先等が分かるもの（名刺など）の写しを添えて提出してください。

門扉や門柱によってブロック塀等が分かれている場合は、1構造ずつチェックリストを作成してください。

判断が難しい際などは市の担当者へご相談ください。

#### ② 所有者が法人である場合は、法人登記の全部事項証明書

役員全員のフリガナ及び生年月日が分かる資料を添えて提出してください。（様式の指定はありません）

#### ③ 所有者が法人である場合は、消費税額の取り扱いについての届出等

法人が補助金を受ける場合、当該補助金は消費税額込みの工事費に対して補助金を交付していることから、当該補助金のうち仕入に係る消費税額として控除できる金額がある場合は、減額して申請、もしくは明らかになった時点（完了報告時点等）で報告して、当該仕入れにかかる消費税相当額を減ずる、または市へ返還する必要があります。

詳細は別紙（P.15）をご参照ください。

#### ④ 除却するブロック塀等の現状および施工内容がわかる図面等

除却するブロック塀等の高さや長さ等が確認できる、現状および除却後の状況を示す図面等を提出してください。

除却するブロック塀等に土留めとして利用しているブロックが含まれる場合は、土留めの高さが確認できるように、土留めの高さまたは、敷地側の地面からブロック塀等上部までの高さも示してください。

「図面等」については、除却するブロック塀等の写真(⑤)を利用して、直接手書きで高さや工事内容等を示す形で問題ありません。

補助金の対象となる工事は「【2. 補助対象の要件】(3) 補助対象工事」に示すとおり、チェックリスト(完了)(様式第2号)で安全と認められる状態にする工事です。

【図面の例(現況と工事内容を1つの図で表す場合)】



※ 高さが段々となっていて高さが異なる地点がある場合は、全ての高さを記載してください。

坂に存在するブロック塀等で高さが徐々に変わる場合は、両端の高さとおおよそ中間地点の高さを記載してください。

補助金の対象となるブロック塀等は1m以上のものです。高さ1m以上のブロック塀のみ示してください。

除却前(現状)の図面と除却後の図面は分けて表現しても問題ありません。

#### ⑤ 除却するブロック塀等の写真

除却するブロック塀等の全体が確認できる写真を提出してください。写真はカラーで鮮明なものを提出してください。

ブロック塀等が長く、写真1枚で収まらない場合は、複数に分けて提出してください。

チェックリスト(申請)(①)で判断した内容(ひび割れや土留めの状況等)が確認できる写真も提出してください。

#### ⑥ ブロック塀等の除却に要する額を確認できる見積書等

④に示す工事に要する額を確認できる見積書を提出してください。

その他、補助対象ではない植栽工事等を同時に契約する予定である場合は、まとめられた(補助対象外費用が含まれた)見積書でも問題ありません。ただし、「【2. 補助対象の要件】」の「(4) 補助対象工事費」を確認のうえ、補助対象工事費を明確にした見積書を提出してください。

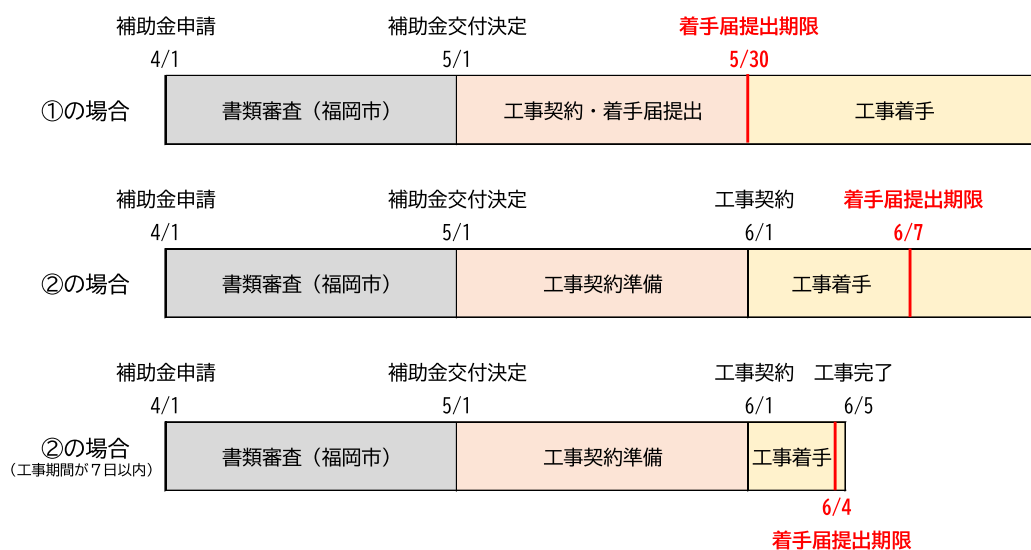
## 【4. 着手届】

### (1) 着手届について

補助金交付決定通知を受けた後、補助事業に着手したときは、着手届（様式第6号）に関係書類を添えて提出してください。

着手届は、①補助金交付決定通知があった日から起算して30日を経過した日まで、もしくは、②工事の契約をした日から7日以内かつ工事が完了する前の日までに提出しなければなりません。

〈提出期限の例〉



### (2) 必要書類

着手届に添えて提出が必要な書類は以下のとおりです。

- ・ ブロック塀等の除却にかかる工事の契約をした日等が確認できる工事契約書等。認められる書類は、下記ア～オのいずれかの書類です。
  - ア 工事の契約日等が確認できる工事請負契約書
  - イ 工事の契約日等が確認できる注文書及び請書
  - ウ ア・イのような契約書等を交わさない少額な工事の場合、補助金申請者が工事の注文をした日及び施工業者が工事を受注した日が確認できる書類。
- ・ 申請の内容に変更があった場合は、着手届の「3 備考」に変更内容を記載のうえ、変更内容が分かる書類（見積書や図面等）を添えて提出してください。ただし、交付決定金額の変更を伴う変更である場合は、補助金交付変更申請書（様式第9号）に関係書類を添えて提出してください。

## 【5. 補助申請内容の変更】

### (1) 変更申請について

補助金交付決定通知を受けた後、事情により申請の内容に変更があったときは、すみやかに補助金交付変更申請書（様式第9号）に関係書類を添えて提出してください。

ただし、補助金交付決定通知の内容に変更がない、交付決定金額の変更を伴わない変更等の場合は変更申請の必要がない可能性があります。（※）

**申請の内容に変更がある場合は、速やかに市の担当者へご相談ください。**

※交付決定金額の変更を伴わない変更の場合は、補助金交付変更届の提出を必要とする場合や、完了報告の際に変更内容が確認できる書類を提出する必要があります。

### (2) 必要書類

補助金交付変更に伴い、提出が必要な書類および提出時期の例は以下のとおりです。

例1 婚姻等により戸籍上の氏（姓）が変わった場合

<提出時期> 変更後できるだけ速やかに

- ・ 補助金交付変更届
- ・ 旧氏、変更後の氏（姓）および変更した日が確認できる戸籍謄本等

例2 法人で申請をした者で、代表者が変わった場合

<提出時期> 変更後できるだけ速やかに

- ・ 補助金交付変更届
- ・ 変更前後の代表者および変更した日が確認できる法人登記簿等

例3 ブロック塀等の除却工事の内容について、申請者の意向の変化により変更することになった。しかし軽微な変更であったため、申請者と施工業者間の協議により工事金額の変更は行わないこととした。

<提出時期> 完了報告時

- ・ 完了実績報告書の「補助事業の実施状況」に変更内容および金額に変更ない旨を記載
- ・ 変更内容が確認できる図面及び写真

例4 ブロック塀を一部撤去して1.0m未満にする工事を予定しており、工事に着手した。撤去途中に残す予定であったブロックが割れたため、追加で1段撤去（もしくは全て撤去）することにした。これにより工事金額に変更があり、補助金の額に増額の見込みがある。

<提出時期> 変更が分かったのち速やかに

- ・ 補助金交付変更申請書
- ・ 変更内容が確認できる図面及び写真

- ・ 変更後の見積書

例 5 ブロック塀等の除却工事の内容について、申請者の意向の変化により変更することになった。これに伴い工事金額に増減があり、補助金の額に変更の見込みがある。

<提出時期>変更が分かったのち速やかに

- ・ 補助金交付変更申請書
- ・ 変更内容が確認できる図面及び写真
- ・ 変更後の見積書

例 6 ブロック塀等の除却工事の内容について、申請者の意向の変化により変更することになった。これに伴い工事金額に増減があったが、補助金の額は長さによる単価もしくは補助金上限額による決定であり、補助金の額には変更の見込みがない。

<提出時期>完了報告時

- ・ 完了実績報告書の「補助事業の実施状況」に変更内容を記載
- ・ 変更内容が確認できる図面及び写真
- ・ 変更後の見積書

例 7 工事を発注する施工業者に変更があった。しかし、申請時点の金額と同額で契約した。もしくは、金額に変更があったが、補助金の額には変更はない。(長さによる単価もしくは補助上限額に達する交付決定であり、補助金額の増減はない)

<提出時期>変更後できるだけ速やかに

- ・ 補助金交付変更届
- ・ 変更後の施工業者からの見積書

例 8 工事を発注する施工業者に変更があった。また、契約金額の変更が生じたことから補助金の額に変更の見込みがある。

<提出時期>変更が分かったのち速やかに

- ・ 補助金交付変更申請書
- ・ 変更後の施工業者からの見積書

## 【6. 工事の中止】

### (1) 工事の中止について

補助金交付決定通知を受けた後、事情により補助事業を中止または廃止するときは、すみやかに補助金交付申請取下届（様式第7号）を提出してください。

### (2) 必要書類

補助事業の中止または廃止に伴い、提出が必要な書類は以下のとおりです。

- ・ 補助金交付申請取下届（様式第7号）

## 【7. 完了実績報告書】

### (1) 完了実績報告書について

補助金の完了実績報告とは、完了実績報告書（様式第10号）および必要書類の全てを提出することです。

補助事業を完了したときは、すみやかに完了実績報告を行ってください。

### (2) 必要書類

完了実績報告書に添えて提出が必要な書類は以下のとおりです。

#### ① ブロック塀等を除却したことが分かる写真

申請時に提出した写真と比較して、ブロック塀等を除却したことが分かる（同画角の）写真を提出してください。

ブロック塀等を一部撤去し、高さ1m未満のブロック塀等が残存する場合は、メジャー等を当てて高さが分かるようにした写真も提出してください。

写真はカラーで鮮明なものを提出してください。

#### ② チェックリスト（完了）（様式第2号）

工事完了後の状態を、チェックリスト（完了）により評価したものを提出してください。

#### ③ 領収書等

ブロック塀等の除却にかかった金額を支払ったことが確認できる領収書等を提出してください。認める書類の例は下記のとおりです。

例1 施工業者から領収書が発行される場合

- ・ 領収書

例2 施工業者への支払いが銀行振り込みによるもので、領収書が発行されない場合

- ・ 支払った者、支払いを受けた者及び支払い金額等が確認できる利用明細票等
- ・ 施工業者から申請者への請求内容（請求事由・金額等）が確認できる請求書

※複数回に分けて支払いを行う場合は、補助金申請工事費の全額が確認できるよう、全ての領収書等を提出してください。

#### ④ 工事内容に変更があった場合には、変更内容が分かる書類

補助金交付変更申請書や補助金交付変更届の提出の必要がない、交付決定金額の変更を伴わない工事内容等の変更があった場合は、「【5. 補助申請内容の変更】」の「(2) 必要書類」における例3、例6を参考に、変更内容が分かる書類を提出してください。

## 【8. 補助金の請求】

### (1) 補助金の請求について

補助金の完了実績報告を行い、市より補助金の確定通知を受けた場合、市の定める請求書を利用して補助金交付の請求をしてください。

※市からの補助金確定通知があったのち、請求が可能となりますので完了実績報告と同日で請求書を出すことが無いように注意してください。

### (2) 必要書類

補助金の請求に伴い、提出が必要な書類は以下のとおりです。

- ・請求書（市の担当者より提供します）

## 申請者が法人である場合の 消費税額の取り扱いについての届出

法人が補助金を受ける場合、当該補助金は消費税額込みの工事費に対して補助金を交付していることから、当該補助金のうち仕入に係る消費税額として控除できる金額がある場合は、減額して申請、もしくは明らかになった時点（完了報告時点等）で報告して、当該仕入れにかかる消費税相当額を減ずる、または市へ返還する必要があります。

申請時点でどのように申請するか決定したうえで、必要な届出等により申し出てください。提出が必要な書類の例は下記のとおりです。（参考書式のお渡しが可能ですので市の担当者へご相談ください）

**例 1 補助金にかかる消費税額は、全額が控除対象の仕入れ税額となることが見込まれる、もしくは消費税額の交付は不要と考えるため、消費税相当額を差し引いた補助金の交付を求める場合**

<提出時期> 申請時

- ・ 補助金の交付の申請にかかる申出書

**例 2 次のいずれかに該当する場合。（福岡市への返還額が必要ないケース）**

- ア 消費税の確定申告をしていない（免税事業者）
- イ 簡易課税方式により確定申告している
- ウ 特定収入割合が5%を超えている
- エ 補助対象経費に係る消費税を、個別対応方式において、非課税売上げのみに要するものとして確定申告している
- オ 補助対象経費が人件費等の非課税仕入のみである
- カ 補助金等の使途が全て非課税仕入れに該当する

【必要な提出書類】

◎アに該当する場合

<提出時期> 申請時

- ・ 補助金の交付の申請にかかる申出書  
（「2 理由」に免税事業者である旨を記載）

<提出時期> 完了報告までに

- ・ 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書
- ・ 積算内訳報告書
- ・ 免税事業者届出書

◎イ・エ・オ・カに該当する場合

<提出時期>申請時

- ・補助金の交付の申請にかかる申出書（「2 理由」に何に該当するのか記載）

<提出時期>完了報告までに

- ・消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書
- ・積算内訳報告書
- ・課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
- ・課税売上割合、控除対象仕入税額等の計算表（写し）

◎ウに該当する場合

<提出時期>申請時

- ・補助金の交付の申請にかかる申出書（「2 理由」に特定収入割合が5%を超えている旨を記載）

<提出時期>完了報告までに

- ・消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書
- ・積算内訳報告書
- ・課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
- ・課税売上割合、控除対象仕入税額等の計算表（写し）
- ・特定収入割合の計算表

**例 3 例 1,2 以外のケースであって、消費税相当額の補助金交付を求める場合。**

<提出時期>申請時

- ・補助金の交付の申請にかかる申出書（「2 理由」に補助金の減額申請（完了報告時）または返還をする（事業の期限までに返還する税額が確定しない場合）、時期の見込みを記載）

<提出時期>完了報告時または確定申告終了後

- ・消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書
- ・積算内訳報告書
- ・課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
- ・課税売上割合、控除対象仕入税額等の計算表（写し）